

道路交通法第75条第2項の規定による自動車の使用制限に係る処分量定の細目基準新旧対照表

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処分事情</p> <p>次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、<u>法第117条の2第4号若しくは第5号、法第117条の2の2第6号若しくは第7号、法第117条の4第3号、法第118条第1項第4号若しくは第5号、法第119条第1項第11号又は法第119条の2第1項第3号の違反行為をした者であること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～別表第3 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 処分事情</p> <p>次に掲げる事情をいう。</p> <p>ア 自動車の使用者等が、当該自動車の使用の本拠におけるその者の業務に関し、過去1年以内に、<u>法第117条の2第2項第1号若しくは第2号、第117条の2の2第2項第1号、第2号若しくは第3号、第118条第2項第3号若しくは第4号、第119条第2項第4号又は第119条の2の2第2項の違反行為をした者であること。</u></p> <p>イ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>第3条～別表第3 (略)</p>